

《判例評釈》

商品先物取引における顧客の 損失に対する取締役の責任

王子田 誠

名古屋高裁令和1年8月22日一原判決変更・一部認容（確定）

（平成30年（ネ）第936号、損害賠償請求控訴事件）

判時2453号59頁、判タ1472号88頁、金法2133号74頁、金判1578号8頁

【事実の概要】

原告 X（取引当時 38 歳）が、商品先物取引法に基づく商品取引員であった被告会社 Y₁ との間で商品先物取引委託契約に基づく商品先物取引を行ったところ、被告会社の従業員である Y₂、Y₃ 及び Y₄（以下「従業員 Y₂ら」という）による不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、信任・誠実公正義務違反等の一連の違法行為が存在したとして、従業員 Y₂らに対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を、Y₁ に対し、使用者責任に基づく損害賠償を、さらに、本件取引当時の Y₁ の代表取締役であった Y₅ 及び Y₆ には、Y₁ における教育指導体制等の内部統制システム整備・運営義務違反があるとして、Y₅ 及び Y₆ に対し、会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償を、それぞれ求めた事案である。

X は高校を卒業後に勤めた会社を退職後、本件取引当時は父が経営している株式会社に勤務しており、専務取締役を務めていた。X の取引開始当時の収入は、年収約 500 万円ないし 550 万円程度であり、預貯金約 1,800 万円、自社株約 100 万円及び積立保険金等の資産を保有していた。X は、預貯金等を将来の結婚費用に充てることを考えており、当初の投資意向は 500 万円程度であ

った。

Xの取引開始後3か月間の保護期間内において、従業員Y₂らが取引を勧誘・受託した結果、新規建玉162件のうち、本件取引において行われた特定売買の内訳は、直し17件、途転25件、両建て110件であり、更に仕切りの内容についてみると、日計り4件、手数料不抜けが5件あり、相当多数の特定売買が行われており、これらによる売買損失及び受託手数料が重なり、Xは合計936万2,230円もの損失を被った。また、従業員Y₂らは、Xに対し、取引開始時点で合計581万4,000円、取引開始後18日で1,081万4,000円、取引開始後3か月で1,581万4,000円もの証拠金を入金させて取引を拡大させた。

このような取引状況について、第一審においては、取引開始時における適合性原則違反や説明義務違反は認められなかったが、従業員Y₂らの受託行為の新規委託者保護義務違反、Xに対する指導・助言義務、更には信任・誠実公正義務違反も認められ、従業員Y₂らの不法行為責任が認められた。そして、Y₁は従業員Y₂らの使用者であり、これらの不法行為はY₁の業務に関して行われたことから、Y₁の使用者責任も認められた。

なお、Y₁は、本件取引以前に実施された農林水産省及び経済産業省による立入検査の結果、平成20年1月11日に商品取引受託業務の35営業日の停止処分及び業務改善命令を受けている。その理由としては、法令順守体制の不備が認められたこと、適合性原則に関し、顧客の財産の状況及び投資可能資金額の確認を十分に行わないまま取引を受託していたものがあり、顧客の適合性に係る社内審査体制に不備が認められたこと、商品取引市場における取引等につき、特定の上場商品構成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしない者の委託を、その取引等を理解していない顧客から受けていたことなどであった。

Y₁は、この行政処分以後、各種規定を改正策定し、従業員に対する研修や社内監査を実施するなど、法令順守体制や内部管理体制を構築しようとしてきたことが認められたが、その後も依然として顧客との間で多数の苦情、紛争、訴訟が発生し続けていたこと、従前の訴訟や本件処分で指摘された事項と同様あるいは類似の事項に違法性が認められることなどから、Y₅及びY₆においては、Yらが主張する各種規定及び諸施策の実効性に疑問を持つべきであり、従業員Y₂らが本件のような違法な勧誘行為を行うことは予見可能というべきで

あるから、内部管理体制の確立・整備を怠ったことについて重過失が認められるというべきであるとした。そしてこの Y₅ らの義務違反と本件取引における従業員 Y₂ らの違法行為及び X が被った損害との間には相当因果関係があると見て、被告 Y₅ 及び Y₆ の会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償責任が認められた。(過失相殺 4 割)

X 及び Y ら、双方から控訴。

【判旨】

本件行政処分においては、Y₁ において、顧客の財産の状況及び投資可能資金額の確認が不十分であったことが指摘されていたのであるから、被控訴人会社においては、再発防止のために、従業員に対し、顧客の財産を十分に調査し、慎重に投資可能資金額を確認するよう教育すべきであった。また、担当外務員の調査・確認だけでは不十分であると考えられるから、担当外務員の調査・確認の適否をさらにチェックする体制をとるべきであった。しかるに、Y₁ においては、担当外務員である被控訴人 Y₄ は、控訴人の財産状況や投資可能資金額を十分に調査確認せず、管理部による事前面談においてもより詳細な調査や確認等の指示はなく、契約はそのまま許可され、チェック機能は果たされていないかった。

また、本件行政処分においては、取引開始後 1 か月しか経過していない顧客に対し、両建てに関する理解がなされているかどうかの確認を十分しないまま受注し建玉していたことが指摘されていたのであるから、再発防止のためには、取引開始後一定期間を経過しない顧客からの両建ては受託しない、両建てに関する理解がなされているか確認するために十分な審査体制を整える等の再発防止策をとるべきであった。しかるに、Y₁ においては、指示書さえ提出されれば新規委託者からでも両建てを受託でき、再発防止策としては全く不十分であった。

本件行政処分後も、Y₁ においては、本件行政処分前と同様の従業員による法令違反行為が繰り返されており、被控訴人役員らが、従業員が適正な勧誘・受託を行うよう教育し、違法行為を防止すべく内部管理体制を確保する義務を尽くしていたとはいえ、その義務違反の程度は重いといわざるを得ない。

Y₁ においては、本件行政処分後、上記改善措置が実施されたものの、…本

件行政処分前と同様の法令違反行為が繰り返されており、上記改善措置は、従業員に法令を遵守させ、本件行政処分の理由となった法令違反行為の再発を防止するには不十分であったといわざるを得ない。また、本件行政処分後、Y₁に対する苦情、紛争等の数が減少していたとしても、改善措置が不十分であり、Y₅らに重大な義務違反が認められることに影響を与えるものではない。

Y₅らは、法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する義務に違反しており、顧客の具体的な資産状況及び投資意向を前提とした投資可能資金額設定の適否に関するチェック体制の整備や、保護期間内の顧客が行う両建てに関する必要性、妥当性のチェック体制の整備は、Y₁において、容易に行うことが可能であったと推認されることからすると、Y₅らには重過失があったものと認められ、Y₅らの重過失と控訴人が被った損害との間には相当因果関係があると認められる。

したがって、Y₅らは、控訴人に対し、連帯して、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

従業員Y₂らは、本件取引において、新規委託者保護義務違反、過当取引、指導・助言義務違反及び信任・誠実公正義務違反などの違法行為を行い、Xに不合理な売買を繰り返させる等したものであり、本件取引における従業員Y₂らによる勧誘・受託行為は全体として違法なものといえ、Xに対する共同不法行為を構成し、また、Y₁は使用者責任を負うというべきである。

本件取引が商品先物取引という極めてリスクが高いものであることについては、本件取引当時、Xもこれを理解していたことが認められ、また、Xが、自己の投資予定額であった500万円以上の損失が拡大し続ける中でも自己の意思によって本件取引を継続していたことなど本件に顕れた一切の事情を総合考慮すると、Xが損害の拡大に寄与した過失割合を4割と認め、これを過失相殺に基づき、前記損害の額から控除することが相当というべきである。

そして、YらのXに対する損害賠償債務は不真正連帯債務というべきであることから、Yらは、Xに対し、それぞれの債務を連帯して支払うべき義務を負う。

【研究】

判旨に賛成する。

一 はじめに

本件は違法な投資勧誘類型において従業員の違法行為を抑止し、再発を防止するための実効的な方策や、会社法及び同法施行規則所定の内部統制システムを適切に整備、運営することを怠ったとして取締役の第三者に対する責任（会社法 429 条）が肯定された事例である。本稿では従業員による違法な投資勧誘の点は省略¹、取締役の第三者に対する責任の先例、内部統制構築義務違反の認定基準、内部統制構築義務違反の理論的意義について検討を加える。

二 投資勧誘類型における取締役の第三者に対する責任

(1) 先例

取締役の第三者責任に関しては、第三者保護のために法が株式会社の取締役に課した法定の特別責任であり、取締役が悪意または重大な過失により善管義務・忠実義務に違反して第三者に損害を被らせた場合には、会社が損害を被った結果第三者に損害を生じた場合（間接損害）であっても、直接第三者が損害を被った場合（直接損害）であっても、当該取締役は直接に第三者に対し損害賠償責任を負うというのが判例法理と理解されている²。従来、投資勧誘類型における取締役の第三者に対する責任は違法な投資勧誘を行った従業員・取締役などの不法行為に関する監視義務違反と構成されていたが、2000 年代以降は社内体制の不備が問題とされるようになった³。後者の代表的な先例として

1 本判決では新規委託者保護義務違反、過当取引、指導・助言義務及び信任・誠実構成義務違反が認定されている。後述の名古屋高判平成 25 年 3 月 15 日においては、差玉向かい及び取組高均衡手法についての説明義務違反、取引継続段階における適合性原則違反、委託者に不利益な取引の勧誘（両建て、無意味な反復売買）、無敷・薄敷、指導・助言義務違反が認定されている。

2 最大判昭 44 年 11 月 26 日民集 23 卷 11 号 2150 頁。この判例法理に関しては、典型例とされる直接損害・間接損害に関して現在でも議論が続いている。高橋陽一「取締役の対第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか？」論叢 177 卷 11 号（2015 年）2150 頁。

3 学説では投資勧誘に限らず消費者被害ととらえるものもある。南健悟「消費者被害と会社役員責任」静岡大学法政研究 18 卷 3-4 号（2014 年）149 頁、平野裕之「取締役の消費者に対する不法行為責任—会社法 429 条 1 項の直接損害への適用の是非について」『加藤雅信先生古稀記念 21 世紀民事法学の挑戦下巻』（2018 年）64 頁。このほか飲食店店員の過労死に関して取締役らの対第三者責任が肯定された事例もある。大阪高判平成 23 年 5 月 25 日労判 1033 号 24 頁参照。

は東京地判平成15年2月27日判時1832号155頁と名古屋高判平成25年3月15日判時2189号129頁が挙げられる。東京地判平成15年2月27日は証券会社の販売員が外国債権の販売にあたってのリスク説明の体制が問題とされた事例において、販売体制の是正義務に反したとして取締役の第三者に対する責任を肯定している。この判例は会社法による内部統制構築義務の義務化以前の事例ではあるが、実質的には内部統制システムの運用が問題とされていたものとみることができる⁴。名古屋高判平成25年3月15日は、商品取引会社における適合性原則違反などの事例において、従業員の違法行為を抑止する内部統制システム整備義務に違反したとして取締役の第三者に対する責任を肯定している。

次に、本件は倒産を伴わない点が注目される。従来の取締役の第三者に対する責任における直接損害は会社の倒産による債権者の救済を目的としていたと理解されていたからである。この立場からは倒産を伴わない本件においては使用者責任に基づき会社の不法行為責任が認められることが想定されるため、それに加えて取締役に429条1項責任を認める実益はないのではないかという疑問が生じる。この点に関し、会社法429条1項の責任を取締役の任務懈怠を抑止するための第三者によるエンフォースメントとして正当化する学説もある⁵。第三者によるエンフォースメントは判例法理の理解として注目されているが、基本法理との関係、過剰なエンフォースメントにつながる可能性、さらにはエンフォースメントの主体の範囲などの問題も指摘されており、十分に説明されているとはいいがたい⁶。本件のようなケースにおいて取締役の第三者に対する責任という構成を採用する理論的意義に関しては後述する。

(2) 内部統制構築義務違反の認定基準

内部統制システム構築義務に関しては、最判平成21年7月9日判時2055

4 この事件では小規模な証券会社であったが説明義務に違反した勧誘を行った販売員は35名であり、被害者たる顧客は86名であると認定されている。社内体制の不備に基づいて被害が広範に及ぶ場合の顧客の救済のあり方についても議論の余地があろう。

5 落合誠一「株式会社のガバナンス(10)」法教325号(2007年)55頁。飯田ほか「会社法判例の読み方—判例分析の第一歩」(2017年)278頁[飯田]。

6 高橋陽一「役員等の対第三者責任」法教466号(2018年)87頁。

号 147 頁において、当該会社のリスク管理体制に問題はなかったと認定して代表取締役の内部統制構築義務違反を否定したが、過去に同様の手法による不正行為が行われた類型においては不正行為の発生を予見すべきであったという特別の事情があるという判断枠組が示されている⁷。その後の名古屋高判平成 25 年 3 月 15 日は特別の事情における内部管理体制構築義務を明らかにした。この判決では、当該会社においては、顧客との間で多数の苦情、紛争、訴訟が発生し続けていたこと、自主規制機関からの制裁を受けていたこと、主務省から重い行政所運を受けていたこと、管理部の責任者や代表取締役の発言、当該従業員がこれまでも繰り返し違法行為をしたとして委託者から訴訟提起をされてきたことなどが「特別の事情」として前提とされている。このような特別の事情における内部管理体制構築義務は本件にも踏襲されている。すなわち、原判決は、Y₁ が顧客との間で多数の紛争を抱え、本件同様の違法行為を認める判決が出されていたこと、本件行政処分においても本件の違法事由が指摘されていることと認定しており、本判決もこの点に変更はない。

また、特別の事情における内部管理体制構築義務は「通常想定される不正行為を防止し得る体制」よりも具体的かつ高度なものとなるとされている⁸。この点名古屋高判平成 25 年 3 月 15 日においては、取締役らは法令遵守体制の整備及び紛議防止のための諸施策を主張したが、従業員が違法行為によって顧客に損害を与える可能性があることを十分に認識しながら、法令遵守のための適切な措置や違法行為を抑止する方策を採用しなかったとして内部統制システム整備義務に違反したとして取締役の第三者に対する責任を肯定している⁹。

本件原判決は、本件行政処分後に Y₁ は各種規定改正、各種研修を実施していたが、その後も顧客との間で多数の苦情、紛争、訴訟が発生し続けていたことを指摘し、「Y₂ ら役員は各種規制及び諸施策の実効性に疑問を持つべきであり、Y₄ らが本件のような違法な勧誘行為を行うことは予見可能」として、内部管理体制の整備・確立を怠ったことについて任務懈怠・重過失を認定した。

7 王子田誠「判批」金判 1353 号 (2010 年) 10 頁、高島志郎「判批」商事 1876 号 (2009 年) 30 頁参照。

8 山本将成「繰り返される不正行為を内部統制システム構築義務」名古屋大学法政論集 267 号 (2016 年) 115 頁。

9 主務省及び日本商品先物取引協会による処分状況によると違法行為の指摘を受けてから 10 年以上も改善が見られなかったことが認定されている。

このような認定は前記の名古屋高判平成25年3月15日をはじめとする判例の構成と同様といえる。

これに対し本判決では、財産状況や投資可能資金額の確認および両建ての再発防止策が不十分であり内部管理体制確保義務違反の程度は重いとし、内部管理体制確保は容易に行うことが可能であったとしたうえで重過失を認定している。財産状況や投資可能資金額の確認に関しては、「担当外務員の調査・確認の適否をさらにチェックする体制」が必要であるにもかかわらず、「管理部による事前面談においてもより詳細な調査や確認等の指示はなく」チェック機能は果たされていなかった。また、両建ての再発防止策に関しては、「指示書さえ提出されれば新規委託者からでも両建てを受託でき、再発防止策としては全く不十分であった」としている。これらは行政処分により指摘されていた問題点を踏まえて具体的な対応策との関係で任務懈怠と重過失を認定している点が特徴といえる。主務官庁の規制としても、「顧客による投資可能資金額の自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行っているか」という基準がある¹⁰。経営判断原則への言及がないのは、本件において整備されるべき内部統制システムが法令遵守を目的とするものであること、行政処分において指摘された法令違反について適切な再発防止策が講じられているかが問題とされているからと理解されている¹¹。

本件原判決までの内部統制構築義務の判断基準は不明確であり、特別の事情の下では不正行為の重大性が強調されるために任務懈怠・重過失が認定されやすくなる危険がある。本件のような投資勧誘類型は業法による規制や先行する行政処分の見地から内部統制システム整備義務の是正措置を評価することが可能であったという特殊性はあるかもしれないが、本判決が具体的な対応策との関係で任務懈怠と重過失を認定している点は評価することができよう¹²。

10 「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」II-42(適合性の原則)(4)①ロ(2019年)。

11 荻野奈緒「判批」私法判例リマックス62号(2021年)49頁。

12 角田美穂子「判批」金法2145号(2020年)59頁。ただし、早川咲耶「判批」ジュリ1552号(2020年)110頁は財産状況や投資可能資金額の確認の部分は反対する。

内部統制構築義務違反に関しては、業務の執行に関与しなかった取締役の悪意・重過失に基づく監視義務違反が安易に認められるおそれを指摘する見解もある¹³。これはいわゆる信頼の原則という考え方に基づくものであるが¹⁴、本件は会社の業務執行全般を統括する代表取締役に対する責任追及であるから「信頼の原則」の適用場面ではないと解されている¹⁵。

ところで、平成 27 年会社法施行規則改正により事業報告に内部統制システムの客観的運用状況の記載が求められている（会則 118 条 2 号）。内部統制システムの客観的運用状況については事業報告内容の検討として取締役会のチェックが明確にされたため、業務執行権を有しない取締役または担当が異なる取締役の任務懈怠にも影響を与える可能性が指摘されている¹⁶。今後は本件のような「特別の事情」が認められるような場合には業務範囲外の取締役も信頼の原則を抗弁とすることができなくなるであろう。

(3) 法令遵守を内容とする内部統制構築義務違反の理論的意義

取締役の内部統制構築義務違反に基づく第三者に対する責任についての理論的性格について検討する。この議論の契機となったのは前記の最判平成 21 年 7 月 9 日である。この判例では取締役の内部統制構築義務違反が会社の不法行為責任（会社法 350 条）をもたすかどうか争われたが、その前提として取締役の内部統制構築義務違反が会社の不法行為責任の根拠となることと理解されている。この構成に対しては会社に対する内部統制構築義務違反が直ちに第三者に対する不法行為とはならないと批判がある¹⁷。本判決が会社法 350 条に基づく会社の責任を否定している点はこうした批判と同様の立場を採用しているように見える。内部統制構築義務は広範な業務に関連するため第三者に対する責任が広がりすぎる点を懸念しているかもしれない。

しかしながら、投資勧誘類型において任務懈怠を認定した判例は当該業界を

13 片木晴彦「取締役の第三者に対する責任と不法行為責任」法セ 696 号（2013 年）17 頁。

14 野村修也「判批」会社法判例百選（第 4 版）（2021 年）105 頁。前記の東京地判平成 15 年 2 月 27 日では各取締役個別の職務に即した認定がされている。

15 高橋美加「判批」私法判例リマックス 60 号（2020 年）92 頁。

16 弥永真生「取締役等の対第三者責任」先物・証券取引被害研究 44 号（2015 年）13 頁。

17 弥永真生「判批」ジュリ 1385 号（2009 年）61 頁。

規制する業法違反としての法令遵守体制に問題があったケースに限られている点に注目すべきである。名古屋高判平成25年3月15日においても本判決においても従前の訴訟・行政処分によって違法行為が指摘されていた点が重要な要素であると思われる。学説においても、商品先物取引会社の取締役には、従業員が顧客に対し違法な勧誘を行わないように配慮すべき注意義務があるため、これらの法令遵守義務を含む内部統制構築義務違反は取締役の不法行為の根拠となると解するものがある¹⁸。また、商品先物取引会社においては顧客に関する利益保護が法令遵守体制として内部統制の目的に含まれるから、顧客に対する利益侵害が顧客に対する責任を基礎づけるとする学説もある¹⁹。これらの見解は業法の法令遵守体制に違反する場合にのみ不法行為責任の性格を有する取締役の第三者に対する責任が肯定されていると理解することができる²⁰。この立場は業法違反と構成することにより投資勧誘類型への会社法429条1項の拡大についても正当化することができ、金融商品取引法においても同様の構成が可能であると考えられる。理論的には会社の倒産を前提としない一般的な内部統制構築義務違反に基づく直接損害の拡大への歯止めにもなりうる。ここでは実質的には投資勧誘における適合性原則違反や説明義務違反などに基づく取締役の民事責任の代用として会社法429条1項を活用しているとみることもできる。

三 むすびにかえて

法令遵守を内容とする内部統制構築義務違反に基づく取締役の第三者に対する責任は使用者責任とは異なる会社の不法行為責任の構造の中に位置づけられる²¹。前述のように会社が倒産していない事例では被害者の救済としてはほと

18 黒沼悦郎「判批」現代消費者法25号(2014年)74頁。この考え方は詐欺的な行為により第三者を取引に誘い込む直接損害事例において、違法行為を防止するための取締役の内部統制構築義務違反は第三者に対する不法行為の根拠と解する。

19 武田典浩「判批」法研92巻10号(2019年)84頁。飯屋篤子「判批」新判例解説Watch26号(2020年)4頁。

20 商品先物取引業者の説明義務違反は損害賠償責任が規定されている(商品先物取引法218条)。

21 取締役が内部統制システムの構築を怠ることにより被害が生じることが予見できる限り、その地位にある以上、取締役としてはそれを防止するための内部統制システム構築を、不法行為法上の結果回避義務として負わされると構成する学説もある。平野・前掲(注3)670頁。

んど実益がないともいえるが、法令遵守を内容とする内部統制構築義務違反は前述の抑止目的の説明を補完することができる構成であると評価することもできる。

こうした構成はどこまでの適用範囲が考えられるかは今後の課題である。本稿の検討からすると、まずは第三者側を保護対象とする業法が存在するとか、監督当局が存在するなどが条件となる。そして、業法違反の違法性が数多くの裁判や行政処分で客観的に示され（「特別の事情」）、かつその違法状態の具体的是正措置が規則や行政処分などを通じて明らかな（任務懈怠・重過失の明確性）場合、法令遵守を内容とする内部統制構築義務違反という形で429条1項の責任の構成が考えられる。また、この構成は組織的な監督責任とみられることもできるが、民法715条2項の監督者責任との相違も検討の余地があろう²²。いずれにせよ法令遵守を内容とする内部統制構築義務違反に関しては議論の展開が期待される。

22 他人の事業執行の枠内で行為する者の個人責任として、使用者責任や国家賠償責任との統合的把握も視野に入れて検討すべきとする見解もある。中原太郎「取締役の第三者に対する責任と不法行為責任」法セ696号（2013年）13頁。